

◎2025年日本国際博覧会 ゲート施設基本設計業務

No.	質問	回答	質問回答日
1	延べ面積 8,500㎡以上の「駅舎もしくは空港(改札や搭乗口のエリアを含んだ実績に限る)」とありますが、駅舎については、改札部分を含んだ新築、改築または増築の設計が実績対象ということによろしいですか？	駅舎の設計については、改札部分を含んだ建築基準法上の建築に該当する新築、改築または増築を実績対象とします。 延べ面積については、建築基準法上の延べ面積において8,500㎡以上を実績対象とします。	8月20日
2	駅舎ですが、その構造形態から、下記に示す駅舎がありますが、今回の実績は、特に駅舎の構造形態に制約はないとの認識でよろしいですか？ ①地下駅 ②地平駅 ③橋上駅(線路を跨ぐ形で、線路上空部に改札部分がある) ④高架駅(土木工事で建設された高架橋下に設置)	駅舎について、構造形態に制約はありませんが、改札部分を含んだ建築基準法上の建築に該当する新築、改築または増築で、建築基準法上の延べ面積が8,500㎡以上のものを実績対象とします。	8月20日
3	ホーム階部分に関して、ホーム及び軌道敷き全体を屋根で覆っている場合、その部分を駅舎の面積としてカウントしてよろしいですか？	駅舎の面積については、建築基準法上の延べ面積において8,500㎡以上を実績対象とします。	8月20日
4	面積に関して、契約時の予定数量と設計完了後の数量が異なる場合には、設計成果品に記載された数量を実績数量として考えてよろしいですか？	面積に関して、数量が異なる場合は実績数量とし、建築基準法上の延べ面積において8,500㎡以上を実績対象とします。	8月20日
5	民間企業(民間鉄道会社等)の元請履行実績も、本件の入札参加条件を満たすという認識でよろしいでしょうか。	民間企業の元請履行実績も、本件の履行実績となります。	8月20日
6	「延べ面積8,500㎡以上の下記ア、イいずれかの施設」について、駅舎の改修面積が8,500㎡を超える改修設計も履行実績に該当すると考えてよろしいでしょうか。	履行実績となる設計業務は、建築基準法上の建築に該当する新築、改築または増築の区分としており、改修設計は履行実績に該当しません。	8月20日
7	「延べ面積8,500㎡以上の下記ア、イいずれかの施設」について、駅舎においては改札の中の部分(改札内通路やホームなど)は延べ面積に含まれないことになっていますが、改札の中の部分も含めて8,500㎡以上の設計を行った実績は、履行実績に該当すると考えてよろしいでしょうか。	駅舎の面積については、建築基準法上の延べ面積において8,500㎡以上を実績対象とします。	8月20日